「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月18日（水）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「環境学習センター（生き生き地球館）事業」

（事務局）

環境局所管の環境学習センター（生き生き地球館）事業です。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨説明をいたします。

（改革ＰＴ）　事業再構築担当部長、長沢でございます。よろしくお願いいたします。

環境学習センターですけれども、施設といたしましては鶴見緑地内に設置をされておりまして、環境に関する展示物を通じた啓発ですとか、各種環境講座の開催といったことを内容としておりまして、入館料は基本的に無料でございます。平成22年度の利用状況につきましては約26万人ということで、市内利用者が56.5％、市外利用者が43.5％という状況でございます。

見直しの考え方ですけれども、環境教育ということでは基本的に基礎自治に関する業務ということになろうかと思いますけれども、そういった地域に密着した環境講座ということでは新しい基礎自治単位で実施をいただきまして、利用率等からもありますように、展示等につきましては環境啓発ということでは廃止ということにさせていただいております。

指定管理期間、終了いたします平成25年度末をもちまして施設としては廃止ということで考えております。

また、他団体の状況といたしましても、都道府県でもこういった施設、半数程度、政令市でも半数以下という保有の状況でございまして、施設としてはやはり廃止ではないかということで考えておるところでございます。

以上でございます。

（事務局）　続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（環境局）　環境局長の玉井です。よろしくお願いします。

環境学習センターについてですけれども、今、御紹介ございましたように、地球温暖化ですとか生物多様性の保全、また低炭素社会の構築、循環型社会の実現というすべ

ての市民、あるいは府民が環境について学んでいこうという、そういうハード、ソフト両面を兼ね備えた施設でございまして、年間、紹介ございましたように約30万人前後、４割が市外の方、また150校を超える小学校、あるいは中学校の環境学習の場となっているということで、一定それぞれ役割については果たせているんではないかなと考えております。

ただ、今ありましたように大都市制度改革ということを踏まえて考えていきますと、まさにこのハード物が基礎自治体の仕事になじむかという意味では我々もなじまないと判断をいたしておりますので、こうした体験型施設を各区に実際に置いていくということは効率的とも言えませんので、ただ、ソフト的な面については各区としっかりと連携をして啓発、あるいは事業等を実施していくということといたしております。

一方で、こういうふうな施設ですけれども、今、話ありましたけれども、大阪府下の市町村にもこういう施設はございませんし、府も持っておりません。したがって、やはり環境学習というのは必要な部分もあるかなと、特にそういうハード的なもの、府にも市にも幾つも要りませんけれども、府下に一つということでそれぞれ子供たちが学ぶ場があってもしかるべきかなと考えておりますので、今現在、大阪府の環境のほうと議論をしております。広域でこれらのいわゆる施設を受け入れられないかということで移管について協議を行っております。大阪府におかれても、その趣旨は理解をしつつも、やはり財政的な経費的な問題ということもございますので、今現在、協議中の状況でございます。

したがって、トータルで申し上げれば、結論としては基礎自治体でしない、ソフトは各区で実施していくということについては変わりございませんけれども、現在、府とそういう観点で協議をしておるということで御理解をいただきたいと思っております。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。時間は13分から15分です。予定時間を超過した場合、議論を中断することはありませんが、合図に呼び鈴を鳴らしますので、円滑な進行に御協力をお願いします。

（改革ＰＴ）　現在、大阪府と協議中ということでございますけれども、御紹介ありましたように、やはりこういった箱物が環境教育かという原点の議論もあろうかと思います。施設として入場者が多ければそれでいいということでもございませんし、やはり地域に根差した環境教育ということを中心にやっていって、こういう箱物はもう廃止ということで議論を進めていけばいいのかなと思うんですけれども。大阪府どうこう

は抜きにしまして、この施設として本当に続けていくべきかというそういった議論ではどうでしょうか。

（環境局）　それはもういわゆる物事の見方の問題じゃないかなと思うんですけれども、ハード物を立派なものをつくって金かけりゃいいとは私も思ってませんけれども、いわゆる環境を学ぶ、これだけやはり市民に身近なものに環境というのはとらえていかないと、これからいろんな問題、先ほど申し上げた地球温暖化の問題にしろ何にしろ、やっぱり市民や子供たちが直接肌に感じないと、それはソフト的な部分で各区で今後、展開していく部分を身につけていく、そういうこともできると思いますけれども、やはり体験型ということも取り入れた、いろんな学習の手法というのはあるかなと思いますので、そこは我々、この仕事をしてきたからかもしれませんけれども、そういう部分についての一定の必要性は、私は感じてるんですけれども。

（改革ＰＴ）　ですから、逆にそういうお考えをしっかりと大阪府の人にも持っていただいて、担当部門に持っていただいて、広域的に、確かにおっしゃるようにそれは物事の見方、考え方の違いというのもあるんかもわかりませんけれども、やはり箱物が必要というか、箱物は箱物なりの効果があるというお考えで環境行政を進めていくということであれば、しっかりとそこは大阪府と御議論いただいて、大阪府でもし合理的にやるんであればということになっても、やはりランニングコストであるとか、あるいは更新費用をどう見ていくのか、その財源どうするのかという議論があるので、しっかりとそこは頑張ってやっていただきたいなというのが一つと。

それともう一つは、これ一応、26年度ということで、ＰＴ試案についてはこの方向で、全く同じ方向で理解というか、そういうふうに我々は認識させていただきますけれども、それまでの期間、１億5,500万円、毎年つぎ込んでいくということに関しては、何がしかの教育施設ということ、学習施設ということがあるので、なかなか入場料とかそういうのは難しいのかもわかりませんけれども、何がしかの収入的なものを工夫いただいて、それまでの間の市の負担というのを可能な限り軽減できるような、そういうことをぜひお考えいただきたいなと思うんですけど。

（環境局）　その辺は一つ効果額の部分については、26年度からこのペーパーに書かれてるような考え方でと、それはそごがないと思ってます。25年度末までの指定管理になってますけれども、当然、毎年度、毎年度、いわゆる効率的な運営というのはそれぞれ会社と我々も話をしていくということですので、いわゆる経費の削減という観点で

はしっかりと努めていきたいと思ってます。

それと府の状況ですけれども、正直申し上げますと、趣旨は理解をするものの、やっぱり現実的に府も財政的なものがあります。実際に建物としてはもともとの花博のパビリオンを使ってるということになって、平成２年の施設ですから、もう築約20数年、20年ちょっとたちますので、これから現実的なことを考えると補修とかということが実際、目の前にすぐそれが浮かびますので、そういう意味で大阪府もやはりしんどい状況にあるのは事実です。ただ、趣旨をしっかり理解をしてもらうということと、それから、今、申し上げましたように、もともとここがいわゆる花博のパビリオン、つまり鶴見緑地公園の敷地内ですので、これを完全に、次、廃止をした場合に、どういうふうな活用の仕方をするのかという、建物を単純に潰すのか、どうするのかという、まだちょっとそこまで我々も府と協議してる最中ですから、そういうふうなことは考え至ってませんけれども、現実的に、じゃあ府も無理ということ、それからもう一つは企業にも働きかけてやる環境の社会貢献という形で自前でやってもらえないかということの提案も並行してやっぱり我々やっていきたいなと思ってるんですけれども、そういうことも含めて、すべて万策尽きたときに、じゃあここの建物、あと、どうしますかと言うたら、極めて難しい問題がそこになるのかなと思っとるんですけども。

（改革ＰＴ）　ですから、今、長沢部長が申し上げた箱物を維持し続けていくのかというのは、今、局長おっしゃったようなことも想定した上で本当にどうなのかということだと思いますんで、公園の利用のあり方については、逆に言うと一つのポテンシャルのあるエリアというか、スペースといいますか、そういうものができるというとらえ方もありますんで、新しいまさに政策のイノベーションの種部分というか、種地というか、そういうふうにしていくということもあり得ると思いますんで、ＣＳＲでやっていただくというのもあるのかもわかりませんけども、いろんな工夫をしていただきながら、我々的には少しでも経費を下げていただいて、少しでも有効活用するとお考えいただきたいと思いますんでよろしくお願いします。

（環境局）　わかりました。経費をもう極力下げていく、26年度からかけないということについては我々も同じ認識ですので、そういうふうな取り組みでやっていきます。

（橋下市長）　これ、途中でも契約期間が切れる前でも効率化と今、言われましたけども、それはできるんですか、契約でもう金額決まってるんじゃないですか。

（環境局）　そうですね、ただ、日常。

（橋下市長）　話し合いで。

（環境局）　そうですね、ほんで、それといわゆる入場料というんか、入館料といいますか、それは無料ですけれども、例えば研修室とか、そういう利用については、例えば学校以外なんかであればお金を徴収することなんかもそれはありますので、そういうふうなので例えば稼いでもらうとか、何がしかの少しずつでも市からの出を抑えるということは相手企業ともしっかりと話をして、そういう視点で臨みたいという、そういう気持ちを申し上げたんです。

（橋下市長）　市外から43.5％ですか、ですから府と方向性が決まって、これはやり続けないといけないね、でも府はちょっと持てないから、その分、市もやってよというんだと、さっきの話もあったんですけど、うめきたなんていうのは本当は府がやらなきゃいけないことを、市がもう暫定的にというか、こっちが持つということになったんですけど、府のほうも趣旨はぐらいで、積極的にこれはどんとやっていこうという話はないわけですね。

（環境局）　そうですね、今、正直言ってそういう状況にございません。市長言われたように、府もやるけど、市も手伝うてねというころには、もう市は特別区になってますから、そういう各区単位でこれを抱えるということは、それは私ども考えておりませんので、そこら辺は府と協議をして、ある意味、一定結論が出たら、それはもうそういうふうな方向かなと思います。

（橋下市長）　その企業に負担というとこなんですけど、これはまた条例の例外なので考えてもらわなきゃいけないんですけど、CO_2の排出の削減の、大阪の場合には義務化じゃないですけども、計画出させて何かやるじゃないですか、何かこういうのちょっと金出して、こっち運営してくれたらそっちまけてやるという、その枠の排出権取引じゃないですけど、規制行政やってるときにそういうのは使えるんですかね。だから税を投入しなくても、そういう逆に規制をしてるところを緩和してあげることを、こういうことで環境学習をちゃんとやってくれてることはCO_2のあれをちょっとどうするこうするとか、だからちょっと何かそういうよくやるシンガポールなんかでも規制をやりながら、そこを解除してあげるかわりに公の公益的なことをやってくれれば規制かけてあげるけれども、これはちょっと免除してあげるよとか、よく容積率を金にかえて売却するような話で規制行政ってその規制を解除するところに金銭的価値を生み出すじゃないですか。

（環境局）　この後の太陽光というんか、エネルギーのところの話もそうなんですけれども、いろいろ広域的なあれとして大阪府といろいろ協議をしながら、どういうふうなメニューをやっぱりCO_2のものにしろ、エネルギーのことにしろ、自治体はここまで取り組んでいく、企業にこういうふうなところ、ある意味求めていく、それをこたえてくれたら、あるいはその努力分、成果分ということについては何がしかのインセンティブに転嫁をするという。

（橋下市長）　返還してもらう。

（環境局）　そういうふうなんはもう基本的には我々持ってますので、今後そういう視点も含めて府とはきっちり議論をしていきたいですし、エネルギーの話、言ってしまいますけども、戦略会議でもそういうことが恐らく今後、ポイントになってくると思っておりますので、そういう視点含めてちょっときちっと議論をしていきます。

（橋下市長）　税投入しなくても、税でのキャッシュでのインセンティブじゃなくて、規制かけてるその部分の何かしらの価値を与えるという、またそれは考えてください。

（環境局）　わかりました。